# 令和6年度

# 札幌市本庁舎エスカレーター保守管理業務

業務 仕様 書

# 札幌市本庁舎エスカレーター保守管理業務仕様書

# 1. 目的

札幌市役所本庁舎に設置されている1階と地下1階を結ぶエスカレーター(2台)の保守管理業務を 委託するものである。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

# 2. 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎(昭和46年11月しゅん功)

# 3. 業務対象

			仕				様							
設	置	年	度		平成23年度設置									
輸	送	能	力		4,500人/時									
定	格	速	度		3 0 m/分									
			設		備									
	機種				階	高	設置場所	備考						
9300AE-10-EN-30-60-J-R			1 号機	1号機 4,000mm B1F←1F ジント・ラー:										
9300AE-10-EN-30-60-J-R				2 号機	4, 00	0 m m	B 1 F→1 F	シント゛ラーエレヘ゛ータ(株)製						

# 4. 業務内容

「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(国交省平成28年2月公表)及び「国土交通省告示第283号」に定めるところによる。

- (1) 当業務はフルメンテナンス契約とする。
- (2) 修理・取替の範囲は、財) 建築保全センター発行の「建築保全業務共通仕様書及び同解説」 令和5年版による。
- (3) 点検項目及び点検内容等は別表の「点検項目及び保守内容」、「修理等の措置」及び製造メーカ標準の点検・交換周期に定める内容により適正に行い、部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う

ただし、別表の修理等の措置欄に(\*)印を付した事項の実施及び次のものの交換は除く。

- ① 制御盤等のキャビネット
- ② 電動機のフレーム
- ③ 駆動機のギヤケース、機械台及びブレーキフレーム
- ④ 乗場の乗降板、踏段面
- ⑤ トラス、内・外装板
- ⑥ その他上記に類するもの
- (4) 点検周期は、別表の「周期」に記載のとおり、1 Yは1回/年、6 Mは1回/6月、3 Mは1回/3月、1 Mは1回/月とする。
- (5) 建築基準法第 12 条に基づき点検・調査を行い、札幌市が定める様式 (https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/bosai/) にて、その結果を提出すること。

#### 5. 履行期間

当業務の履行期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

#### 6. 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	履行開始前
監督者及び監督代行者等指定通知書 ※経歴書、雇用を確認できる書類を添付 ※昇降機検査資格者証の写しを添付	2	履行開始前
作業計画書	2	作業実施前
報告書	1	作業実施後
完了届	1	業務完了時(月毎)

※様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html) 参照

# 7. 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。 なお監督者及び監督代行者は昇降機等検査資格を有することとし、資格者証の写しを提出すること。

# 8. 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

#### 9. 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、設備及び備品等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

#### 10. 報告書

- (1) 受託者は、実施した作業結果について、その都度内容、使用資材、設備の異常の有無及び処置を記載した点検報告書を提出すること。
- (2) 故障修理等を行った際は、その都度内容、使用資材、使用量及び行った処置等を記載した報告書(写真添付)を提出すること。

#### 11. 服装及び名札

受託者は、作業に従事する者に、常に清潔な服装を着用させ、胸部に名札をつけさせること。

#### 12. 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

#### 13. その他

- (1) 保守管理に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には委託者の指示する時間帯に作業を実施すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めの無い事項については委託者との協議により行うこと。

### 14. 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について 自覚を持つような指導をすること。
- (7) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理 業務)の業務関係者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなけれ ばならない。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	周期	修理等の措置
1. 機械室 (1)室内環境	① 温湿度の良否を点検する。	1 M	・温湿度不良の場合は精密
	② 漏水及び汚れの有無を点検する。	1 M	調査する。 ・漏水がある場合は精密調 査する。
			・汚れがある場合は清掃する。
(2) 受電盤・ 制御盤	① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有	1 M 1 Y	・作動不良の場合は調整する。
	無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	・調整不能の場合は修理又 は部品交換する。 ・異常がある場合は修理す
	<ul><li>・電動機主回路</li><li>・制御回路</li><li>・信号回路</li></ul>		る。 ・機器に汚れがある場合に は清掃すること。
	・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	1 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	1 M	
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	3 M	
(3)駆動機	① 潤滑状態・潤滑油量の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	・油量不足のときは補充する。
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	<ul><li>油漏れ等、異常がある場</li></ul>
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	合は修理する。 ・異音振動等異常があると
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	きは精密調査のうえ修理する。
	⑤ 駆動機エンコーダ、の作動の良否を点検する。 	1 Y	・調整不能の場合は修理又は部品交換する。
(4) 電磁ブレ ーキ	① 積載荷重を作用させない場合に、上昇時の踏段の停止距離が規定値内で作動することを確認する。	1 M	・作動不良がある場合は調 整する。
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動 の良否を点検する。	1 M	・調整不能の場合は修理又 は部品交換する。
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	3 M	・ブレーキ関連部品に欠損 等がある場合は、修理又は
	<ul><li>④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の 有無を点検する。</li><li>⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。</li></ul>	6 M 1 Y	部品交換を行なうこと。
	⑤ ノレーイノイーングの摩託の有無を点候する。	1 1	
(5)電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	・損傷等がある場合は修理
	② 異常音、異常振動及び温度異常の有無を点検する。	3 M	する。  ・異常音がある場合は精密
	③ 電動機エンコーダの作動の良否を点検する。	6 M	調査の上修理する。
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
(6) 駆動鎖安	① 作動の良否を点検する。	6 M	・調整不能の場合は修理又
全スイッチ	② 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	は部品交換する。

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	周期	修理等の措置
(7) 駆動鎖装 置	<ul><li>① 鎖の発錆、伸び、劣化等の有無及び潤滑状況の良否を点検する。</li><li>② 鎖への注油を実施する。</li><li>③ 鎖の張力の良否を点検する。</li><li>④ 切断停止装置のレバーが容易に作動し、安全に運転を停止することを確認する。</li></ul>	1 Y 1 M 1 Y 1 Y	・潤滑状況が悪い場合は給油する。 ・異常がある場合は調整する。 ・部品の劣化、調整不能の場合は修理又は部品交換する。
(8) 踏段鎖安 全スイッチ	<ul><li>① 作動の良否を点検する。</li><li>② 取付け状態の良否を点検する。</li></ul>	1 Y 1 Y	<ul><li>・作動不良の場合は調整する。</li><li>・調整不能、取付け不良及び損傷等がある場合は修理又は部品交換する。</li></ul>
(9) 踏段駆動 及び従動装 置	<ul><li>① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。</li><li>② 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。</li></ul>	1 M 1 Y	・異常な音及び振動が有る場合は、精密調査し修理又は部品交換する。 ・調整不能又は損傷がある場合は修理又は部品交換する。
(10)鎖給油装 置	<ul><li>① 作動の良否を点検する。</li><li>② 油タンクの油量の良否を点検する。</li></ul>	1 M 1 M	
2. 乗降口 (1)運転状態	<ul><li>① 起動・停止時の衝撃及び運行時の異常音、異常振動等の有無を点検する。</li><li>② 停止時の停止距離の異常の有無を点検する。</li></ul>	1 M 1 M	・異常がある場合は、調査 し調整すること。 ・調整不能又は損傷がある 場合は修理又は部品交換 する。
(2)くし	取付け状態の良否及び歯の欠損の有無を点検する。	1 M	・取付け不良又は歯の欠損 がある場合は調整又は交 換する。
(3)くしと踏 段のかみあ い	かみ合いの良否及び踏み段案内ローラの異常音を点検する。	3 M	・かみ合い不良の場合は調整する。 ・調整不能の場合は、修理 又は部品交換のこと。
(4)手すり	<ul><li>① 汚れ及び損傷の有無を点検する。</li><li>② 手すりと踏段が同一速度で昇降することを確認する。</li><li>③ 下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向へ引っ張っても手すりが停止しないことを確認する。</li></ul>	1 M 1 M 6 M	・汚れがある場合は清掃し、損傷又は劣化がある場合は修理又は交換する。(*)
(5) インレッ トガード	ガードの良否を点検する。	1 M	・ガード不良の場合は修理する。
(6) 非常停止 スイッチ	<ul><li>① 作動の良否を点検する。</li><li>② スイッチの周囲に操作に支障となる障害物がないことを確認する。</li></ul>	3 M 1 M	・作動不良の場合は調整する。 ・障害物が有る場合は撤去 する。(*)

点 検 項 目	点 検 及 び 保 守 内 容	周期	修理等の措置
(7) 手すり入 込みロスイ ッチ	<ul><li>① スイッチの作動の良否を点検する。</li><li>② 手すり入込み口保護装置の取付けの良否を点検する。</li></ul>	3 M 6 M	
(8)操作盤	<ul><li>① 操作スイッチ類の作動の良否を点検する。</li><li>② ブザー鳴動の良否を点検する。</li></ul>	3 M 3 M	・作動不良がある場合は修 理又は部品交換する。
(9) 自動運転 装置	① 作動の良否を点検する。 ② センサー部の取付け状態の良否、汚れの有無を 点検する。	1 M 1 Y	
(10)進入防止板	取付け状態の良否を確認する。	1 M	・取付け不良の場合は修理 又は部品交換する。
(11)注意標識	注意表示板・ステッカーの汚れ、破損及び剥がれ の有無を点検する。	1 M	・破損又は汚損等がある場合は修理又は交換する。
(12)注意放送	注意放送の音量及び内容を点検する。	1 M	
(13)防火シャッ ター等連動ス イッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	・作動不良の場合の調整 (*)
3. 中間部			
(1,2)内側板 【強化ガラス、スカ ートガード】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② ひび割れ及び欠損の有無を点検する。	1 M 1 M	・取付け不良又は欠損等が ある場合は修理若しくは 部品交換する。
(3) 踏 段 ラ イ ザー	<ul><li>① 踏段面の欠損、異常音等の有無及び走行状態の良否を点検する。</li><li>② 取付け状態の良否を点検する。</li></ul>	1 M 1 M	・欠損がある場合は、修理 又は交換する。(*)
(4)踏段鎖	<ol> <li>鎖の発錆、伸び及び摩耗の有無を点検する。</li> <li>潤滑状態の良否を点検する。</li> <li>注油を実施する。</li> <li>張力の良否を点検する。</li> </ol>	1 Y 1 Y 1 M 1 Y	・鎖に異常があるときは、 精密調査を行い修理又は 部品交換を行なうこと。 ・潤滑不良の場合は、注油 すること。
(5) 踏段異常 検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	・作動不良の場合は調整する。
(6) 踏段レール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、摩耗等の有無及び潤滑の良否を点検する。	1 Y 1 Y	・欠損がある場合は修理又 は交換する。
(7) 踏段とス カートガー ドの隙間	<ul><li>① 擦過音の有無を点検する。</li><li>② 踏段相互間及びスカートガードと踏段の隙間が全長にわたって規定値内にあることを確認する。</li><li>③ 高分子系潤滑剤のすべり効果の有無を確認する。</li></ul>	1 M 1 Y 1 M	・異音、隙間が規定値外にあるときは調整する。 ・調整不能の場合は修理又は交換する。 ・潤滑剤の効果減少の場合は、潤滑剤を塗布する。

点検項目	点 検 及 び 保 守 内 容	周期	修理等の措置
(8)踏段	① 踏段各部の固定ボルトの緩みの有無を点検 する。	1 Y	・部品に緩みがある場合は締める。
	② ローラゴムの剥離、亀裂等の劣化の有無を点	1 Y	・部品に亀裂等異常がある
	横する。 ③ 踏段ブラケットの亀裂の有無を点検する。	1 Y	場合は修理又は部品交換する。
(9) 手すり駆動プーリー	① 摩耗の有無を点検する。 ② 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点	1 Y 1 Y	・摩耗等の劣化が著しい場 合は交換する。
及びローラ	検する。 ③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施	1 Y	・調整不能の場合は修理又は部品交換する。
	する。	1 1	(よ部四父揆りる。
(10) 手すり駆 動鎖装置	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	・異常音、振動のある場合は調整する。
<b>郑</b> 奴农巨	② 鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否を点検する。	6 M	・潤滑不足の場合は給油する。
	③ 鎖の張力の良否を点検する。	6 M	・鎖の張力に異常がある場合は調整する。
	④ 歯車の摩耗の有無を点検する。	1 Y	・歯車に異常があるときは 調整する。
	⑤ 歯車軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	・調整不能の場合は修理又は部品交換する。
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(は即四久)英する。
(11)照 明	① 球切れ又はちらつきの有無を点検する。 ② 安定器の異常及び劣化の有無の点検	6 M 1 Y	・球切れ又はちらつきがあ る場合の交換(*)
(12) スカート ガード安全 装置	作動の良否を点検する。	3 M	<ul><li>・作動不良の場合は調整する。</li><li>・調整不能の場合は修理又は部品交換する。</li></ul>
(13)ケーブル 及び配線類	ケーブル及び配線の劣化の有無を点検する。	1 Y	・劣化が著しい場合は修理又は交換する。
4. 安全設備 (1)三角部保 護装置	取付け状態の良否を点検する。	1 M	・取付けが不良な場合は、 調整、修理又は交換を行な うこと。(*)
(2) 踏み段面 等の注意標 識	汚れの有無を点検し、注意標識表示が明瞭であることを確認する。	1 M	・汚れがある場合又は表示 が明瞭でない場合は、清掃 又は修理若しくは交換を 行う。(*)

# エスカレーター保守報告書

報告日 令和 年 月 日

課長	係 長	係

建物名	札幌市本庁舎
点検種別	1ヵ月 ・ 3ヵ月 ・ 6ヵ月 ・ 1年
点 検 日	令和 年 月 日
報告者	

上快福口					判断結果				;	上怜福口				判断結果									
	点検項目					号 機							点検項目							号	機		
			周	期		1	2							周期			1	2					
		1M	ЗМ	6M	1Y	下り	上り							1M	3М	6M	1Y	下り	上り				
	(1) 室内環境											(1)	強化ガラス										
	(2) 受電盤·制御盤											(2)	スカートガード		/								
	(3) 駆動機											(3)	踏段ライザー		/		/						
機	(4) 電磁ブレーキ											(4)	踏段鎖		$\overline{/}$								
械	(5) 電動機											(5)	踏段異常検出装置	/	$\overline{/}$								
室	(6) 駆動鎖安全スイッチ	$\overline{/}$									中	(6)	踏段レール	$\overline{/}$									
	(7) 駆動鎖装置										間	(7)	踏段とスカートガードの隙間		$\overline{/}$								
	(8) 踏段鎖安全スイッチ										部	(8)	踏段	/	$\overline{/}$								
	(9) 踏段駆動及び従動装置											(9)	手すり駆動プーリー・ローラ	$\overline{/}$	$\overline{/}$								
	(10) 鎖給油装置											(10)	手すり駆動鎖装置										
	(1) 運転状態											(11)	照明	$\overline{/}$									
	(2) くし											(12)	スカートガード安全装置	$\overline{/}$			$\overline{/}$						
	(3) くしと踏段のかみ合い											(13	ケーブル及び配線類	$\overline{/}$	/								
	(4) 手すり											(1)	三角部保護装置				/						
	(5) インレットガード										安全	(2)	踏段面等の注意標識										
乗	(6) 非常停止スイッチ										設備												
降	(7) 手すり入込みロスイッチ										מוע												
	(8) 操作盤										7												
	(9) 自動運転装置										の												
	(10) 進入防止板										他												
	(11) 注意標識										時	号樹	採取期間	微	速退	転	制(	(h)	肩	速運	転時	間(h)	)
	(12) 注意放送										間	1											
	(13) 防火シャッター等連動スイッチ										等	2											
特訂	事項		-								•	•							•				
	判定マーク・レニ異党が	-1		=m ±#	· ·=			- >		- W -			11. htt 1										$\Box$

株式会社